

避難行動要支援者名簿

について

災害時に地域で支え合い
助け合うために！

Q. 避難行動要支援者名簿とは何ですか？

A. 高齢の方や障害がある方などのうち、災害時の避難行動に手助けを必要とする方の名簿です。本人の同意のもと、避難支援等関係者へ名簿情報を提供しています。

Q. 名簿に登録すると、どのような支援が受けられますか？

A. 災害が起きた時、避難支援等関係者が可能な範囲で、名簿登録者の安否確認・避難誘導を行います。

※災害時の避難支援が保証されるものではありません。

Q. どのような人が登録できますか？

次のいずれかに該当する方が対象です。

※施設入所や長期入院などの方は、対象外となります。

- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳(1・2級)の交付者
- 療育手帳(A～A2判定)の交付者
- 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付者
- 75歳以上の高齢世帯で、自力で避難することが困難な方
- その他、自力で避難することが困難な方

Q. 名簿に登録したいときはどうすればいいですか？

A. 名簿に登録を希望される方は、関市福祉政策課(23-7798)へご連絡ください。なお、登録の際は、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することへの同意が必要です。災害時の支援を円滑に進めるため、日頃から地域の方とのつながりを大切にしていきましょう。

避難行動要支援者(自ら避難することが困難な方)への支援イメージ

